一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年11月16日	有限会社南九州物流 (法人番号5350002007334) 代表者竹村巧	本社営業所	輸送施設の使用停止(130日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第1項、道路運送車両法第48条	令和3年8月6日、監査実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(4)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(13)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(15)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)	13点	13点
	宮崎県東諸県郡綾町大字入野3308番地	宮崎県東諸県郡綾町大字入野3307、3308番地					
令和3年11月24日	有限会社福田クレーン興業 (法人番号4340002018052) 代表者福田米造	本社営業所	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年6月17日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3点	3点
	鹿児島県いちき串木野市深田上17112-1	鹿児島県いちき串木野市深田上17112-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年11月26日	株式会社FK物流 （法人番号4350001009027） 代表者福田博 宮崎県都城市上水流町818-8	本社営業所 宮崎県都城市上水流町818-8	文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年11月9日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0点	0点